

お知らせください 家屋の新・増築



家屋の新・増築に関する固定資産税は、その家屋が完成した年の翌年度から課税されます。住民のみなさまが家屋を新・増築された場合、町では、地方税法に基づいた適切な課税のために、『家屋調査』を実施しています。調査へのご協力をお願いします。

南伊勢町役場税務住民課
課税係 固定資産税担当
TEL:0599-66-1112

★家屋調査について

●家屋調査の流れ

- (1) 家屋をご建築された方・完成予定の方は、町へお申し出ください。
調査日程の調整をさせていただきます。
※調査日時は原則平日の午前 9 時から午後 4 時までで調整いたします。
- (2) 当日、町職員が現地調査にお伺いします。
- (3) 家屋調査対象は、家屋の外部および内部の全てになります。
家屋への立ち入りが必要になりますので、立ち合いをお願いします。
- (4) 調査後、家屋に関する固定資産税についての説明と必要な手続き等のご案内を行います。

●調査時間

概ね 1 時間 30 分程度 (説明時間等含む)
なお、建物の規模・構造・敷地の状況によっては前後することがあります。

●ご用意いただくもの

- ・家屋の図面 (平面図、立面図 等) ・登記関係書類
- ※調査時間の短縮につながりますので、ご協力をお願いします。

